

西宮市開発審査会公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市開発審査会運営規程第7条の規定に基づき、西宮市開発審査会(以下「審査会」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、審査会の許可を得て、審査会を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員等)

第3条 前条の傍聴人の定員は5人とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、審査会の会長は審査会に諮って別に定員を定めることができる。

(傍聴の申出等)

第4条 傍聴を希望するものは、会議の当日、審査会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書に所要事項を記入のうえ申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、定員になり次第、受付を終了する。

(傍聴証の着用)

第5条 審査会を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴証の適用期限)

第6条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

(傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(第9条ただし書の規定により、審査会の許可を得た者を除く。)
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) 異様な服装をしている者
 - (9) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者
- 2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は審査会を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審査会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート類を着用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (7) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (8) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第9条 傍聴人は会議室において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。

ただし、審査会の許可を得た場合はこの限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
- (3) 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(報道関係者の取扱)

第12条 審査会は、会議に支障のない限り、報道機関の取材に配慮するものとする。

2 審査会は、傍聴席とは別に記者席を設けるものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年12月15日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。